

一般社団法人日本顎関節学会 認定歯科衛生士制度施行細則

- 第 1 条 一般社団法人日本顎関節学会認定歯科衛生士制度規則（以下「規則」という）に定めた事項以外についてはその細則に基づき運営する。
- 第 2 条 規則第 5 条に基づく認定歯科衛生士申請に必要な研修内容については認定歯科衛生士資格申請および更新の研修単位基準の別表 1（認定医と同じ表で可）の研修単位で表す。認定に必要な研修単位は以下のとおりとする。
- 1) 本学会学術大会への出席は 10 単位以上を必要とする。
 - 2) 認定歯科衛生士講習会あるいは歯科衛生士セミナーへの出席は 5 単位以上を必要とする。
 - 3) 顎関節症の診療実績 10 例以上を一覧表として報告する。
 - 4) 顎関節症に対する生活習慣・セルフケア指導について以下の 30 単位以上修め、担当症例報告書を提出する。
治療を終了しさらに 3 カ月以上の経過観察を行った症例 30 単位以上
- 第 3 条 申請者は書類審査合格後 3 年以内に、治療終了後 3 カ月以上経過観察した 1 症例について症例報告書を作成し、その症例について認定歯科衛生士制度委員会委員および試験委員から試問をうけることとする。
- 第 4 条 規則第 8 条の規定に基づく認定歯科衛生士更新に必要な研修内容については認定歯科衛生士資格申請および更新の研修単位基準の別表 1（認定医と同じ表で可）の研修単位で表す。更新に必要な研修単位は以下のとおりとする。
- 更新前の 5 年間で、本学会又はその他の学会が開催する学術大会へ参加あるいは発表（口頭発表、誌上発表を問わない）、もしくは本学会学術委員会主催の学術講演会（単独開催のもの）、認定歯科衛生士講習会、歯科衛生士セミナーに参加し、30 単位以上を修めなければならない。
- なお、認定研修機関に所属しない場合は、認定歯科衛生士講習会及び歯科衛生士セミナーの受講による 10 単位を必須とする。
- 第 5 条 規則第 7 条、第 8 条に定める手数料は、次のとおりとする。
- 1) 認定歯科衛生士申請料 5,000 円
 - 2) 認定歯科衛生士登録料 10,000 円
 - 3) 認定歯科衛生士更新料 5,000 円
- 第 6 条 この細則の改廃は、理事会の議を経て決定する。

付記

1. この細則は令和 6 年 7 月 12 日をもって施行する。